

## 保険料が改定になります！ 令和3年度介護保険料について

65歳以上の方に納めていただく、令和3年度の納入通知書を7月上旬に送付します。お手元に届きましたら、内容をご確認ください。

### 1. 介護保険の仕組み

介護保険は、加入者（被保険者）が納めていただく保険料と、国・道・町からの公費（税金）を財源に、介護や介護予防が必要な被保険者にサービスを提供して、被保険者自身とその家族を支えることを目的としています。

サービスに掛かる費用は、利用者の所得に応じて1割から3割を負担していただき、残りを保険料と公費（税金）で半分ずつ負担する仕組みになっています。

### 2. 第1号と第2号の被保険者

介護保険の加入者は、65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳までの第2号被保険者に分かれています。65歳の誕生日を迎え第1号被保険者になると、介護保険料の納め方が変わり、医療保険とは別に一人一人が直接町に納めていただくようになります。第1号被保険者としての介護保険料の納入は、65歳になった月（誕生日の前日の属する月）分から始まります。

第2号被保険者の場合、加入している医療保険の保険料に合わせて、介護保険料を納めていただきます。

### 3. 介護保険料の決め方

第1号被保険者の介護保険料は、世帯の課税状況と本人の所得などに応じて決められています（下表参照）。なお、3年ごとに保険料額の見直しが行われており、今年度改定されました。

段階	所得区分	算出基礎	令和3年度～5年度	(参考) 令和2年度
			年額	年額
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税の方で本人の年金収入等が80万円以下の方	基準額×0.30	23,900円	22,100円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税の方で、本人年金収入等が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.50	39,900円	36,900円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税の方で、本人年金収入等が120万円を超えている	基準額×0.70	55,800円	51,600円
第4段階	・本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）の方で、本人の年金収入等が80万円以下の方	基準額×0.90	71,800円	66,400円
第5段階	・本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）の方で、本人の年金収入等が80万円を超えている方	基準額×1.00	79,800円	73,800円
第6段階	・本人が住民税課税の方で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	95,700円	88,500円
第7段階	・本人が住民税課税の方で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	103,700円	95,900円
第8段階	・本人が住民税課税の方で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	119,700円	110,700円
第9段階	・本人が住民税課税の方で前年の合計所得金額が320万円以上の方	基準額×1.70	135,600円	125,400円

## 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は保険料が減免となります。

### 保険料を全額減免となる場合

1. 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った第1号被保険者

### 保険料の一部が減免となる場合

2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる第1号被保険者であって、次のいずれにも該当する方
  - ア 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上
  - イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

※申請に必要なものや免除の対象になるかなど、詳しくはお問い合わせください。

■お問い合わせ 保健福祉課 介護・自立支援グループ ☎0139-55-4460